

青森県報

第三百三十九号

令和三年
七月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域) ……三
- 公 告
- ウインドウズサーバの利用に関するライセンス購入に係る一般競争入札……………(行政経営課) ……三
- 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域) ……四
- 右 同……………(三八地域) ……五
- 右 同……………(西北地域) ……五
- 右 同……………(上北地域) ……五
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域) ……六
- 右 同……………(上北地域) ……六

公営企業

○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院課) ……六

告 示

青森県告示第五百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定期間
名称 一般社団法人まつりか 主たる事務所の所在地 三戸郡三戸町大字三の六	障害福祉サービスの種類 居宅介護	名称 ヘルパー事業所まつりか 所在地 三戸郡三戸町大字二日町一三の六グリーンハイツ一号	令和 三・八・一
名称 一般社団法人まつりか 主たる事務所の所在地 三戸郡三戸町大字三の六	障害福祉サービスの種類 重度訪問介護	名称 ヘルパー事業所まつりか 所在地 三戸郡三戸町大字二日町一三の六グリーンハイツ一号	〃

青森県告示第五百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	令和 三・八・一

青森県告示第五百十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 子牛育成こなつこ	3.4	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 繁殖かあーちゃん	3.4	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	3.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・ワン FO真健仕上EXM α	3.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・ワン DPF純植15-285	3.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・ワン 肉豚ガーリックク75	3.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無

指定障害児通所支援事業者

名 称

株式会社あ
うら
青森市幸畑二丁
目六の一〇

障害児通
所支援の
種類

名 称

放課後等
デイサー
ビス

障害児通所支援事業を
行う事業所

名 称

放課後デイ
Granny弘前
弘前市大字稔町
二二三の一三

指 定 日 月 年

令和
三・八・一

青森県告示第五百十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和三年五月十一日及び同年六月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 石持 発起人の住所及び氏名 下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一 杉本 尚 下北郡東通村大字蒲野沢字石持二〇 笹竹 勝彦 下北郡東通村大字蒲野沢字石持二四 大福 一臣	期 間 令和三年七月二十八日から 同年八月十一日まで 場 所 石持漁業協同組合

公 告

ウィンドウズサーバの利用に関するライセンス購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書のとおりとする。

する。

ウィンドウズサーバの利用に関するライセンス 一式

二 納入期限

令和三年十月二十九日

三 納入場所

青森県総務部行政経営課

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の販売に係る契約において、OA機器又はソフトウェアの営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により、確認を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書を令和三年八月六日午後五時までに青森県総務部行政経営課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟四階A会議室

2 日時 令和三年八月二十三日 午前十時三十分

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、ふるさと新郷地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年七月二十九日から同年八月二十六日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場及び新郷村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 三上建築板金
- 二 氏名 三上拓実

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字中畑字旭岡五〇の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第二〇〇七三七号

五 取消年月日 令和三年六月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、屋根工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年五月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社バナデンハイム
- 二 代表者の氏名 大久保祐佳
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野六丁目七の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―一)第三〇〇五六七号
- 五 取消年月日 令和三年六月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和三年五月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社一戸設備工業
 - 二 代表者の氏名 一戸孝二
 - 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字米田字八ッ橋一九の四
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第一一三二七号
 - 五 取消年月日 令和三年七月一日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三田重機土木
- 二 代表者の氏名 三田修
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市六川目六丁目三三の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第五〇〇三六号

- 五 取消年月日 令和三年七月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和三年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下長土地改良区の定款の変更を令和三年七月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年七月二十八日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区の定款の変更を令和三年七月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年七月二十八日

上北地域県民局長 石 橋 豊

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年七月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
エキシマレーザ血管形成装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和三年六月二十二日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社シバタ医理科青森営業所
青森市南佃一丁目一四の一〇
- 六 落札金額
四千百十九万五千元
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和三年五月十二日

<p>(発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行</p>	
<p>定価 小口一枚二付十五円</p>	